

令和7年度 職員の給与の男女の差異に関する情報

特定事業主名：広島県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.2%
全職員	83.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	105.7%
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	100.0%
本庁係長相当職	97.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.6%
31～35年	99.5%
26～30年	95.9%
21～25年	92.0%
16～20年	87.6%
11～15年	89.7%
6～10年	92.9%
1～5年	96.2%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員(以下「常勤職員」という。)では
 - ・ 平均年齢が、男性44.0歳、女性40.2歳、平均の勤続年数が男性20.0年、女性16.7年となっており、給料月額において差が生まれ、それに伴い地域手当や期末・勤勉手当においても差が生じている。
 - ・ 扶養手当の受給者において、男性の占める割合が約88%となっている。
 ことなどから、男女間の差異が生じている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員(以下「非常勤職員」という。)では、常勤職員と比較して支給されない手当があり職員間での差が出にくいことから、比較的均衡した状態となっていると考えられる。
- 全職員でみると、非常勤職員は常勤職員と比較して給与水準が低いため、常勤職員における男女の給与差の影響がより出やすくなり、男女の差異は83%となっている。

【勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。】